

平成 30 年度

事 業 計 画

公益財団法人 世田谷区保健センター

平成30年度 事業計画

I 経営方針及び経営理念

昭和51年の法人設立以来、「世田谷区民の健康の保持増進、また、心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する」という設立目的の達成に向け、区民の健康保持増進に役立つ総合的な健康診査、健康相談・指導及び教育、疾病予防に向けた検査・検診等の医療事業等を展開してきた。また、障害を有する区民に向け相談支援事業、機能訓練事業、交流等地域支援事業等にも取り組んできた。

その間、これら健康・福祉事業の充実や専門技術のスキルアップに努めるとともに、平成18年には、経営方針・経営理念等を定めて法人の自主・自立性をさらに高めることを目指すこととした。さらに、平成23年2月には、より一層の公益性を発揮することを目的として公益財団法人に移行し、積極的に経営改革を推進している。

経営方針

- 1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する。
- 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを創造し区民に提供する。
- 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。
- 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。

経営理念

- 1 常に、世田谷区民の健康及び障害者福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。
- 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存立意義を高める。
- 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る。

1 平成30年度基本方針

世田谷区（以降「区」という。）では、都立梅ヶ丘病院跡地に保健・医療・福祉の拠点を整備するため、平成25年1月に策定した「梅ヶ丘拠点整備プラン」に基づき、現在、区複合棟及び民間施設棟の建設が進められている。世田谷区立保健センター（以降「区立保健センター」という。）の区複合棟への移設（2020年4月）及び世田谷区立総合福祉センター（以降「区立総合福祉センター」という。）の廃止と機能移行（2019年3月）が目前に迫りつつある。

また、区の新実施計画がこの3月に策定され、外郭団体についても改革に向けた新たな一歩が求められている。

このような中、当財団がその設立目的に沿い、区及び区民から求められる役割を十分に果たすためには、梅ヶ丘拠点への円滑な移行を最優先に平成27年度に策定した「今後の世田谷区保健センターのあるべき姿＝保健センター経営ビジョン(第二次)」(以降「新たな経営ビジョン」という。)を踏まえ、新たなニーズに対応した事業の構築と、より自立した経営の実現等に向け邁進しなければならない。

平成30年度は、第4期指定管理期間の後半年になる。梅ヶ丘拠点移行の準備期間として区立総合福祉センター廃止に向けた具体的な作業を行うとともに、財団としての新たな情報管理システムの構築や組織体制の見直し、新規事業の開発などに着手する。

また、職員の世代交代を見据えた人材育成への取り組みと合わせ、基金の活用などによる経営の安定化などに積極的に取り組むこととする。具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 「新たな経営ビジョン」が示す4つの拠点機能ごとの主な取り組み
 - ①健康増進・教育、健康情報発信及び健康診断の専門拠点機能の拡充
 - ・健康度測定データ活用と健康づくりプログラムの効果検証
 - ・障害者の健康づくりプログラムの構築
 - ・地域における身近な場所での介護予防の取組み（地域展開の検証）
 - ②がん患者や家族等を支える中核的機能の確立
 - ・内視鏡検診運営委員会の運営補助
 - ・地域出張型就労相談によるがん相談コーナーの拡充
 - ・子宮がん液状化検体細胞診検査導入に向けた調査
 - ③地域医療の後方支援機能の強化
 - ・新区立保健センターへの高度医療機器等の導入に関する検討
 - ・新区立保健センターの周知・利活用の促進（営業・事前広報等）
 - ④こころの健康等に関する相談窓口の整備
 - ・新保健センターでのこころの健康相談事業等実施に向けた検討

(2) 経営改革を推進する柱ごとの主な取り組み

① 効率的な経営の実現

- ・財務改善目標の設定と財務基盤の整備強化
- ・梅ヶ丘拠点への移行を視野に入れた基金の有効活用
- ・例月会計指導や期中監査のチェック機能強化及び期末予測機能の向上

② コンプライアンスの推進

- ・インシデント・アクシデント情報の集積と評価・分析の継続
- ・コンプライアンス委員会の運営
- ・個人情報保護対策の徹底

③ 区民サービスの質の向上

- ・利用者に対するより良いサービスの向上をめざした実態調査及び評価・検証等の継続実施（公表）
- ・地域活動団体支援のあり方等についての改善と実践
- ・新たな保健センターに関する区への提案

④ 良質な施設維持管理の確立

- ・指定管理者のノウハウを活かした施設維持管理の質の向上
- ・事故防止や不測の事態に備えた職員への指導教育の徹底
- ・指定管理者としての省エネ行動の実践

⑤ 質の高い人材の育成

- ・独自の再任用制度にもとづく定年退職者の効果的な活用
- ・研修大綱に基づく人材育成の実施と職場風土の構築
- ・人材育成のための人事考課制度の活用

2 「区立総合福祉センター」の機能移行と廃止に向けた取り組みについて

平成27年6月に区は、「区立総合福祉センター機能・業務移行計画書」を策定・公表した。

これをもとに、平成28・29年度は、区及び民間障害者支援施設運営事業者と共同し、「個別事業移行計画」の検討及び策定作業を行った。

平成30年度は、この「個別事業移行計画」に基づき、平成31年4月の移行に向け、区立総合福祉センターの機能並びに業務の円滑な移行を図ることや施設の廃止により利用者の混乱やサービスの低下が生じることのないよう、次頁の基本方針に基づき、同センターの機能・業務移行及び廃止等について、区関係所管や民間施設棟運営事業者等との連携をより強化しつつ、計画的な取り組みを行う。

基本方針

- ① 区立総合福祉センターより新保健センターへ移行する専門相談事業を有機的かつ効果的に実施するために、新たな事業展開を検討する。
- ② 機能・業務移行に向けた事務の引き継ぎ等の作業に計画的に取り組む。
- ③ 職員の雇用に関する対応（雇用の確保と転職等への相談支援）を図る。

3 新保健センターの指定管理者取得に向けた取り組みについて

当財団は、平成18年度より区立保健センター及び区立総合福祉センターの指定管理者として4期にわたり指定を受け、両施設の運営を行ってきた。これまで培ってきたノウハウや経験をもとに、引き続き区民に親しまれる施設を目指すとともに、平成31年度からの新保健センターの指定管理者の指定取得に向け、既存事業の精査・拡充を図るとともに新たな事業の準備に注力していく。

II 事業の内容及び規模

1. 事業構成

平成30年度の事業計画においても、公益財団法人としての本来事業である公益目的事業と、その公益目的事業に資するために行う収益事業に区分している。

2. 平成30年度の事業方針

平成30年度は、「梅ヶ丘拠点整備プラン」や「健康せたがやプラン（第二次）後期」等とも整合性を図りつつ、経営ビジョンの着実な推進に向け、事業計画数の達成と将来展望を踏まえた経営改革を進め、当財団の使命を果たしていく。

3. 公益目的事業

公益1 世田谷区民の健康の保持増進を図る事業 (保健センター事業)

(1) 区立保健センターの維持管理運営（定款第4条第1号事業）

区立保健センターの指定管理者として、施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

(2) がん検診事業（定款第4条第1号事業）

① 保健センター及び検診車による胃がん検診

40歳以上の区民を対象とする保健センター及び検診車でのX線撮影法による検診の実施並びに50歳以上の区民を対象とする保健センターでの内視鏡による検診を実施する。また、区及び医療機関等との連携により内視鏡検診運営委員会の運営に関わるとともに、胃がん検診の精度管理を担う。

項目	内容	本年度計画		参考	
		実施回数	人員	29年度計画	28年度実績
胃がん検診	X線撮影	検診車 370回 施設 160回	10,000人	(620回) 11,000人	(641回) 10,784人
	内視鏡	—	200人	100人	—
	精度管理 (精密)	—	1,700人	1,700人	952人

②保健センターでの乳がん検診

40歳以上の区民（女性）を対象に行われている乳がん検診において、受託機関として視触診、マンモグラフィ（乳房X線撮影）及び読影を実施する。また、医療機関等との連携により精密検査等の結果を集約し、未受診者への受診勧奨等（精度管理）を行う。

項目	内容	本年度計画		参考	
		実施回数	人員	29年度計画	28年度実績
乳がん検診	マンモグラフィ	200回	430人	430人	388人
	視触診・マンモグラフィ		1,000人	1,000人	1,060人
	精度管理（精密）	—	80人	80人	146人

（3）健康増進事業（定款第4条第1号事業）

①健康度測定、運動負荷測定、健康増進指導等による多様な健康づくり

健康の維持及び積極的増進を図るため、18歳以上の区民を対象に各種検査と医師による指導及び栄養・運動・休養の総合的な指導を含めた健康度測定を実施する。

また、医師が勧める方や希望者には、運動負荷測定を行い望ましい運動強度の目安を示した運動処方による実践指導を行う。健康増進指導（講座・教室）では、運動・栄養・休養指導を充実させたトータルな健康づくりを目指し、短期体験から長期実践までニーズに応じた参加しやすい講座・教室を開催する。平成30年度は、ライフワークに応じた対象を明確に、「女性の健康づくり教室」や「男のためのヨガからだほぐし教室」など、53講座・教室（全409回）を開催する。壮年期健康づくり教室では、参加者が増加傾向にある夜間講座の開催回数を増やす。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
健康度測定	1,680人	1,680人	1,679人
運動負荷測定	150人	150人	148人
健康増進指導	延 10,600人	延 10,600人	延 11,806人
壮年期健康づくり教室	50回	48回	48回

②保健センターから専門職員の派遣による地域での健康づくり支援

区の健康づくり事業及び区民主体の健康づくり活動に運動指導員、栄養士、保健師等の専門職員を派遣し、地域での健康づくりを支援する。

今後の地域展開の拡充を見据え、平成30年度は実地指導の回数を増やすとともに、男性の地域参加を促すため、あんしんすこやかセンター等の事業所と連携して「男性のための自主団体」の立ち上げを支援する。

また、区内中小企業を対象とする「職場のげんき力アッププログラム」では、手軽なセミナーから6ヶ月間にわたる継続支援など、幅広く事業者ニーズに対応する体制を整え、関係団体への周知に力を入れていく。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
実地指導	1,130回	1,100回	1,102回
健康づくり支援	100回	100回	102回
地域健康出前講座	20回	20回	23回
壮年期対象地域講座	8回	8回	8回
職場のげんき力アッププログラム	5社	5社	1社
壮年期対象者の体験・相談	随時	随時	1人

③健康づくりを支援するリーダーの養成・活動支援

地域の健康づくりグループに対し、保健センターの運動指導員に代わって体操等を指導することができるリーダーを養成し、自主的な健康づくり活動を支援する。

平成30年度は、29年度に養成した新リーダーのステップアップを目指し、「上級リーダー養成講座」を開催する。また、登録リーダーを対象に指導技術の維持向上を目指す研修会を開催する。さらに、現場指導での留意点や課題などについて、新リーダーを加えグループワークを含む交流会を開催する。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
リーダー養成	—	10名	—
上級リーダー養成	10名	—	10名
研修会（講座）	10回	10回	10回
研修会（指導実習）	30名	30名	30名
リーダー交流会	6回	6回	6回
リーダーによる実地指導	320回	320回	319回

※「リーダー養成」と「上級リーダー養成」は隔年で実施し、本年度は上級リーダー養成の年である。

④生活習慣病の重度化予防を推進する取り組み

生活習慣病のリスクがある区民を対象に、合併症の発症や症状進展など重度化予防のための事業を展開する。

平成30年度は、公募型の実践セミナーおよび集団指導から移行し、一定のリスク(特に血糖高値)を持った方への計画的な受講勧奨による対象者抽出型の重症化予防対策を推進するため「派遣型集団指導」を拡充する。

項目		本年度計画	参考	
			29年度計画	28年度実績
地域出張健康測定・個別相談会		4回	4回	4回
重度化予防のための実践セミナー		—	3回	3回
重症化予防対策	集団指導	—	3回	3回
	派遣型集団指導	8回	5回	5回
	個別指導	20人	20人	4人

(4) 健康教育事業(定款第4条第1号事業)

①各種健康イベントや健康情報の発信により地域の健康づくりの基盤を広げる

世田谷区、世田谷区医師会、玉川医師会、世田谷区歯科医師会、玉川歯科医師会、世田谷薬剤師会、玉川砧薬剤師会との共催により、各種講演会、相談会等を行う。

項目	共催	本年度計画	参考	
			29年度計画	28年度実績
区民のための健康教室	世田谷区医師会・区	4回	4回	4回
区民のための糖尿病教室	玉川医師会・区	1回	1回	1回
歯っぴいフェスタ	世田谷区歯科医師会 玉川歯科医師会・区	1回	1回	1回
くすりと健康のつどい	世田谷薬剤師会 玉川砧薬剤師会・区	2回	2回	2回
薬の講演会	世田谷薬剤師会 玉川砧薬剤師会・区	1回	1回	1回
心の健康づくり講習会	—	2回	2回	2回
講演会・講習会	—	1回	1回	1回

②健康情報の発信と保健センターまつり

健康情報の普及啓発を図るためには、様々な方法を駆使した情報の発信が欠かせない。保健センター独自の健康情報紙「げんき人」（全戸配布）を発行するほか、地域商店街、小中学校（保護者）、区内団体、企業、医療機関等へ健康情報の提供など啓発活動を行うとともに、保健センター内の掲示板等を活用して、地域健康づくりサークルの活動や公共運動施設のイベント等の紹介を行っている。29年度からはSNSによる情報提供を本格的に実施しており、さらに30年度は地域配布型情報紙の活用についても検討を行い、若年層などへの普及啓発を継続して行っていく。

また、保健センター事業の広報及び利用者の交流の場の提供や新たな利用者の開拓のため、地元商店街や健康づくりグループと協力し、健康づくりについての幅広い知識の普及・啓発のため、「保健センターまつり」を開催する。

項目	回数等	備考
健康情報紙 「げんき人」の発行	タブロイド判4回	新聞折込み 275,000部
保健センターまつり	年1回日曜開催	29年度参加者数 (延) 2,106人
その他の啓発活動	随時実施	事業パンフレットの作成、 事業紹介パネル展示 SNSによる情報発信 地域配布型情報紙の活用

③健康教育指導と出張指導

健康教育指導では、おもに健康増進指導の修了者を対象に、運動継続のための支援を行う。利用者の体力や興味に合わせ、集団指導及び個別トレーニングプログラムを、年間を通して開催する。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
運動コース	400回	400回	393回
マシントレーニング	12,500人	12,500人	13,857人

出張指導では、介護予防事業をはじめ外部からの要請にもとづき専門職員を派遣する。平成30年度は、年間を通じて「介護予防筋力アップ教室」を3教室開催する。また、「地域づくりによる介護予防」では、保健センターで開発した「せたがやいきいき体操」を普及し、住民主体の活動団体を積極的に立ち上げる。

項目		本年度計画	参考		
			29年度計画	28年度実績	
出張指導	介護予防	介護予防筋力アップ教室	3教室	3教室	2教室
		地域づくりによる介護予防	10団体	10団体	12団体
		普及啓発講座(はつらつ講座)	2地区	2地区	2地区
		その他の出張指導	(職員派遣 延人数) 40人	(職員派遣 延人数) 40人	(職員派遣 延人数) 37人

※「その他の出張指導」には、施設外で実施する体成分測定、骨密度測定を含む。

④大学等との連携と地域健康づくりグループとの交流

大学と協働で、健康づくりに関するデータ解析による調査研究を充実させるとともに、連携による健康づくりイベントを開催する。

健康づくりや医療に携わる専門教育を受けている学生の現場実習を受け入れ、将来の健康づくり従事者の支援育成に寄与する。

また、地域の健康づくりグループとの交流によりネットワークを深め、新たな健康づくりを強化創造する。

⑤特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、区からの委託を受け、特定保健指導対象者に対して保健指導を行う。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
積極的支援	60人	60人	18人
動機づけ支援	180人	180人	95人

⑥各種相談に対応する取組み

在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的に、「がん相談コーナー」として対面相談（第2・4週土曜日）と電話相談（第1・3週：専門相談、第2・4週ピア相談、いずれも木曜日）を実施し、がんになっても地域で暮らせるよう支援している。

平成29年度からは、就労世代の支援として社会保険労務士と看護師による「就労相談」を開設し、治療と就労の両立支援を実施しており、さらに平成30年度は地域出張型就労相談を増設し支援を拡充する。

項目		本年度計画	参 考	
			29年度計画	28年度実績
がん相談 コーナー	対面	(回数) 24回	24回	23回
		(最大受入人数) 72人	72人	13人
	電話	(回数) 48回	48回	44回
		(最大受入人数) 144人	144人	27人
	就労 相談	施設内(回数) 4回	4回	—
		地域出張型(回数) 1回	—	—

**公益 2 心身に障害を有する区民の福祉の増進を図るために実施する事業
(総合福祉センター事業)**

平成30年度の事業の実施計画については、総合福祉センターの廃止とそれに伴うセンター機能及び業務の梅ヶ丘拠点への移行に向けた様々な取り組みを反映したものとなっている。

(1) 区立総合福祉センターの維持管理運営 (定款第4条第2号事業)

区立総合福祉センターの指定管理者として、区立総合福祉センターの施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

(2) 相談支援事業 (定款第4条第2号事業)

① 基幹相談支援センター

世田谷区からの委託による基幹相談支援センターを運営し、年齢や障害の種別に関わりなく、障害者(児)及び家族などへの相談支援を実施する。

また、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、世田谷区自立支援協議会の事務局や相談支援事業者連絡会及び地域相談支援センター連絡会の開催などへの参加を通し、地域の相談支援体制の連携強化に取り組む。

さらに、障害者相談支援人材育成研修及び世田谷区相談支援従事者初任者研修を実施し、地域の相談支援に従事する人材の育成を行う。

相談支援 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参 考	
		29年度計画	28年度実績
相談件数	(実人数) 200人 (延件数) 220人	200人 220人	72人 115人

自立支援協議会の開催 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参 考	
		29年度計画	28年度実績
自立支援協議会	2回	2回	2回
同 運営会議	10回	12回	11回

人材育成（基幹相談支援センター）

項目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
研修実施	300 人	300 人	376 人

②指定特定・障害児相談支援事業所

指定特定・障害児相談支援事業所として、障害者（児）のケアマネジメントを担いサービス等利用計画を作成する。

計画作成（指定特定・障害児相談支援事業所）

項目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
サービス等利用計画作成	840 件	840 件	712 件

なお、基幹相談支援センター及び指定特定・障害児相談支援事業所の業務は、平成 31 年 4 月より梅ヶ丘拠点民間障害者支援施設へ移行する。平成 30 年度においては、利用者に混乱やサービスの低下が生じないよう円滑な移行に向け、利用者への丁寧な説明や業務の引継ぎ等に取り組む。

（3）機能訓練事業（定款第 4 条第 2 号事業）

本事業については、梅ヶ丘拠点への業務移行に伴い、平成 31 年 4 月より、①成人機能訓練と③児童機能訓練の法外事業（区独自の事業）の主な業務は、区立保健センターの「障害者専門相談」及び「乳幼児育成相談」として、また、②障害者総合支援法 自立訓練と④児童福祉法 児童発達支援事業の法内事業（法に基づく事業）については、梅ヶ丘拠点障害者支援施設で実施する計画となっている。これに伴い、円滑な利用者の引継ぎと業務移行を図るための対応として、法内事業の一部について法外事業として実施する必要があると想定されるため、平成 30 年度の計画数は、法外事業の計画数が増となり、法内事業の計画数が減となっている。

①成人機能訓練

心身の機能に障害のある成人を対象に、障害者総合支援法に位置づけられない訓練のほか、身体機能や高次脳機能面の評価と再評価、訓練終了後のフォローなどを行う。

また、脳性麻痺のある方の二次障害予防のための指導訓練事業や訪問での機能評価など、障害のある方のニーズに対応した事業を実施する。

項 目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
成人機能訓練	個 別 (実人員) 500 人 (延人員) 2,000 人	500 人 1,600 人	454 人 1,870 人
	グループ (実人員) 40 人 (延人員) 700 人	40 人 200 人	29 人 109 人

② 障害者総合支援法 自立訓練

自立の促進、生活の質の向上などを図るため、障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練・機能訓練）を利用者一人ひとりのニーズに合わせて実施する。今後も各専門職の特徴を活かした訓練と、他機関との連携を深めた支援を実施していく。

項 目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
自 立 訓 練	個 別 (実人員) 60 人 (延人員) 2,300 人	70 人 2,500 人	81 人 3,531 人
	グループ (実人員) 40 人 (延人員) 1,500 人	50 人 2,000 人	48 人 2,408 人

③ 児童機能訓練

発達の遅れや障害のある乳幼児や学童を対象に、心身の豊かな成長を促し、日常生活の自立に必要な能力や社会性を育てていくため、相談や評価、訓練など児童福祉法の児童発達支援事業に位置づけられない訓練等を実施する。

また、業務移行に向け、相談・評価・コーディネート機能の実施体制の整備を図る。

項 目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
観 察 評 価	(実件数) 850 件 (延件数) 3,000 件	850 件 3,000 件	874 件 2,782 件
児童機能訓練 (継続相談)	(実人員) 600 人 (延人員) 3,000 人	400 人 800 人	393 人 1,232 人

④児童福祉法 児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある乳幼児を対象に日常生活に必要な能力や社会性を育てるため、児童福祉法による発達支援事業を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
児童発達支援事業	個別（実人員） 500 人 （延人員） 4,200 人	500 人 5,600 人	502 人 5,027 人
	グループ（実人員） 120 人 （延人員） 2,350 人	120 人 3,150 人	155 人 3,289 人

（４）交流等地域支援（定款第４条第２号事業）

障害のある人もない人も、地域社会で共に生き、社会参加や生活の充実が図れるよう、各種講習会や行事の実施など交流の場と機会を提供する。

また、児童関連施設や障害者福祉施設などの依頼によりスタッフを派遣し、施設職員等に対して技術援助を行うなど、地域支援を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
交流	交流行事 講習会等参加者 2,800 人	2,800 人	2,441 人
技術支援	580 回	580 回	564 回
研修	1,000 人	1,000 人	1,254 人

4. 収益事業

収益1 財団規程等に基づく健康診査・検査事業、地域医療を支援する事業 (保健センター事業)

(1) 保険診療等による検査事業(定款第4条第3号事業)

地域医療の後方支援を目的として、医療機関からの依頼を受け、保険診療による各種精密検査を実施する。

①胃

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
内視鏡検査	1,500件	1,650件	1,407件
病理組織検査	550件	620件	419件

②大腸

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
内視鏡検査	380件	380件	264件
病理組織検査	160件	160件	102件

③乳房

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
一般撮影	310件	310件	185件
スポット撮影	30件	30件	16件
超音波検査	340件	340件	228件
細胞診検査	30件	30件	9件

④子宮

項目	本年度計画	参考	
		29年度計画	28年度実績
細胞診検査	150件	150件	131件
内視鏡検査	150件	150件	128件
病理組織検査	150件	150件	130件

⑤一般精密

項目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
M R I 検 査	2,300 件	2,300 件	1,744 件
C T 検 査	2,300 件	2,300 件	1,906 件
超 音 波 検 査 (腹部・甲状腺・頸動脈)	280 件	280 件	256 件

⑥心臓

項目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
ホルター型心電図検査	50 件	50 件	35 件
超 音 波 検 査	180 件	180 件	157 件

(2) 検体検査事業 (定款第 4 条第 3 号事業)

①子宮

区が 20 歳以上の女性を対象に実施した検診で、指定医療機関が採取した頸部・体部細胞検体を検査し、結果を医療機関に通知する。細胞診報告はベセスダシステムを使用し、区及び医療機関と連携して精度の高い検診を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
細胞診検査 (頸部)	32,000 件	30,000 件	30,839 件
細胞診検査 (体部)	3,000 件	4,000 件	2,745 件

②大腸

40 歳以上の区民を対象に便潜血検査を行い、検査結果を受診者に通知し、陽性者に対しては、医療機関と連携して精密検査の受診を勧奨する。

また、精度管理業務として、精密検査等の結果を集約し、未受診者への受診勧奨も実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
便 潜 血 検 査	10,000 件	13,000 件	10,442 件
精度管理（精密）	1,100 件	1,100 件	498 件

（３）財団料金規程等による事業（定款第４条第３号事業）

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業を実施する。

平成30年度は、区が精度管理を5がん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮）及び胃がんリスク検査のすべてに適用してから2年目となる。また、胃がん検診精度管理においては、29年度から世田谷区が開始した胃内視鏡検診まで範囲を拡大し、受診勧奨等の運用を恒常的に進めていく。

主 な 項 目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
小中学生 心臓検診精密検査	100 人	100 人	140 人
小中学生 結核検診精密検査	250 人	250 人	307 人
企業健診・個人健診	2,500 人	2,500 人	2,353 人
脳 ド ッ ク	180 人	180 人	163 人
動脈硬化検査	450 人	450 人	431 人
体成分分析測定	100 人	100 人	93 人
骨密度測定	250 人	250 人	255 人
医師会実施 大腸がん検診精度管理	(一次)44,000 件	47,000 件	61,003 件
医師会実施 胃がん検診精度管理	(一次) 8,000 件	200 件	119 件
医師会実施 肺がん検診精度管理	(一次)53,000 件	53,000 件	81,609 件
医師会実施 子宮がん検診精度管理	(一次)33,000 件	37,000 件	42,057 件
医師会実施 乳がん検診精度管理	(一次)18,000 件	18,000 件	23,857 件
医師会実施 胃がんリスク検査集計	9,000 件	9,000 件	—

**収益 2 障害者支援者及び施設への技術支援事業
(総合福祉センター事業)**

(1) 住宅改造アドバイザー事業 (定款第 4 条第 4 号事業)

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣する。

項 目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
住宅改造アドバイザー派遣	220 回	250 回	163 回

(2) 障害者施設等技術支援事業 (定款第 4 条第 4 号事業)

障害者のいる高齢者施設に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		29 年度計画	28 年度実績
専 門 職 員 派 遣	50 回	50 回	53 回